

予算決算常任委員会の設置(分科会を活用)について

審査の流れ	事項	検討する上での課題	対応案
○本会議			
(委員会の設置) (委員の選任) (議案の付託)	委員会形態	本来、常任委員会として設置するべきだが、その場合条例改正を伴う。	○ 特別委員会として試行で設置し、検証の上、常任委員会化を図る。
	委員会構成	決算審査における議会選出監査委員の取扱について検討が必要。	○ 分科会審査時、退席することとする。
	委員会の所管 (付託議案)	予算議案と関連議案を分けて付託すると、予算議案は分科会、関連議案(条例改正等)は常任委員会でそれぞれ審査することになり、一体的な審査ができなくなる。また、会議録や審査報告も分ける必要がある。	○ 分科会で予算議案と関連議案を一体的に審査できるよう請願、意見書を除く全議案とする。
	委員会の名称	—	○ 2月、6月、12月定例会は予算特別委員会 9月定例会は予算決算特別委員会

予算決算常任委員会の設置(分科会を活用)について

審査の流れ	事項	検討する上での課題	対応案
○予算決算常任委員会（分科会審査前）			
(正副互選)	開催場所	全議員が出席できる会議室の確保が必要になる。	○ 議場で開催する。
(分科会の設置)	配置	委員席等を検討する必要がある。	○ 予算決算常任委員会 席図 参照
(分科会の審査範囲決定)			
(分科会委員の選任)	正副委員長の選任	常任委員会であれば、2年の任期において初回の委員会で正副委員長を選任すればよいが、特別委員会で試行する際は、定例会毎に正副委員長を選任する必要がある。	○ 定例会毎に会派間で協議し選出する。
(分科会委員長の選任)			
(分科会の審査日程決定)	分科会の名称	—	○ 総務分科会・経済建設分科会・民生分科会
	分科会の所管	—	○ 総務分科会—総務常任委員会が所管する部局 経済建設分科会—経済建設常任委員会が所管する部局 民生分科会—民生常任委員会が所管する部局 ○ 歳出科目に関する歳入 →当該科目を審査する分科会で一括審査 財務部所管の歳入 →総務分科会で審査

予算決算常任委員会の設置(分科会を活用)について

審査の流れ	事項	検討する上での課題	対応案
	分科会構成員	—	○ 分科会に対応する常任委員会委員を充てる。
	運営責任者の名称と選任	—	○ 運営責任者として常任委員会の正副委員長を選任し、名称は煩雑さを避けるため委員長とする。
	資料要求	—	○ 論点整理のために必要な資料は事前に入手し、議案精査をした上で、論点整理に臨む。
	理事者の出席	理事者の説明の必要がないことから、委員会への出席の必要性を検討する必要がある。	○ 理事者の出席を求めない。

予算決算常任委員会の設置(分科会を活用)について

審査の流れ	事項	検討する上での課題	対応案
○分科会			
(論点整理)	開催場所および配置	—	○ 各常任委員会室
(質疑)	分科会責任者の職務	—	○ 分科会の招集、議事の整理、秩序保持、委員会への審査報告
(議員間討議)			
(分科会審査報告の作成)	論点(議案の疑義)申し出	当初予算や決算審査時は、審査の範囲が広いので、当日口頭での論点整理が難しくなることが予想される。	○ 論点整理の前日15時までに文書で提出。
	資料要求	分科会として行うことができるのか。	○ 質疑の中での資料要求については、理事者に確認の上、分科会として決定し、行う。
	各委員の質疑時間を公平にする仕組み	限られた日程の中で、各委員の発言の公平性を確保した上で、効率的な審査を行うための仕組みが必要である。	○ 現在の予算・決算特別委員会と同様、委員毎に発言することとし、発言時間は概ね60分とする。
	分科会の採決	分科会は議案の審査を行うために設置されるものであり、採決は委員会で行うことになる。	○ 分科会では、議案の態度と賛否理由を発言する。
	分科会の継続審査	分科会では継続審査とすることはできない。	○ 分科会の意見が継続審査であれば、委員会で協議することになる。
	分科会での修正	分科会では修正案を採決できない。	○ 修正案を採決することはできないが、協議することはできる。 修正案は、委員として委員会に提出することができる。

予算決算常任委員会の設置(分科会を活用)について

審査の流れ	事項	検討する上での課題	対応案
	分科会審査報告書	—	○ 委員会審査報告書に準じた内容とする。
	説明員の出席範囲	—	○ 常任委員会と同様とする。
	分科会の定足数	分科会は会議体の1つであり、定足数を確保する必要がある。	○ 分科会では分科会定数の半数以上とする。
	分科会の公開	—	○ 分科会は公開、ただし分科会の決定により秘密会を開くことができる。
	分科会の傍聴	—	○ 常任委員会の傍聴と同様とする。
	分科会の会議録	—	○ 分科会委員長は、議会事務局の職員に会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させる。
	分科会会議録の保全年限	—	○ 永年保存とする。

予算決算常任委員会の設置(分科会を活用)について

審査の流れ	事項	検討する上での課題	対応案
○予算決算常任委員会（分科会審査後）			
<p>(分科会審査報告)</p> <p>(報告への質疑)</p> <p>(採決)</p> <p>(委員長報告の作成)</p>	開催場所	全議員が出席できる会議室の確保が必要になる。	○ 議場で開催する。
	配置	委員長報告、報告への質疑、答弁をどこで行うか検討する必要がある。	○ 予算決算常任委員会 席図 参照
	総括質疑	<p>総括質疑とは、議会に付する案件（事件）を一括して議題とし、疑義を質す場合、議題とされた全事件に対する疑義を同一議員が全部述べ、その後提出者から答弁を求める質疑の方法とされている。</p> <p>しかし、本市議会では、市長へ質疑することが総括質疑と認識されている。</p>	<p>○</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 質疑は、議案の疑義を解明することが目的である。 2 総括質疑は、一括議題とされた案件全部に対する疑義をまとめて述べることである。 3 誰が答弁するかは、長が決めるものである。 <p>上記3点を踏まえた上で、委員会で協議・決定し、行う。</p>
	理事者の出席	現状では採決時に説明の必要がない理事者の出席を求めている。	○ 説明の必要のない理事者の出席を求めない。

予算決算常任委員会の設置(分科会を活用)について

審査の流れ	事項	検討する上での課題	対応案
○本会議			
(委員長報告) (報告への質疑) (討論) (採決)	報告内容	全議員で分科会審査報告を受けており、同じ内容を繰り返すことになることから、工夫が必要である。	○ 報告内容は、簡素なものとし、主に審査結果とする。

○予算決算常任委員会 席図

--	--	--	--	--

	7 市 戸 ゆたか	8 小野沢 猛 史	9 井 田 範 行	10 茂 木 修	11 松 宮 健 治
--	-----------------	-----------------	-----------------	----------------	------------------

--	--	--	--	--

1 北 原 善 通	2 斉 藤 明 男	3 浜 野 幸 子	4 吉 田 崇 仁	5 出 村 勝 彦
-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

21 紺 谷 克 孝	22 本 間 勝 美		24 工 藤 篤	25 小 林 芳 幸	26 池 亀 睦 子
------------------	------------------	--	----------------	------------------	------------------

12 板 倉 一 幸	13 阿 部 善 一	14 小 山 直 子	15 福 島 恭 二	
------------------	------------------	------------------	------------------	--

16 工 藤 恵 美	17 佐 古 一 夫	18 能登谷 公	19 金 澤 浩 幸	20 藤 井 辰 吉
------------------	------------------	----------------	------------------	------------------

--	--	--	--	--	--

27 見 付 宗 弥	28 道 畑 克 雄	29 日 角 邦 夫	30 斉 藤 佐知子	
------------------	------------------	------------------	------------------	--

報告への質疑に
対する答弁席 ↑

正副委員長席 ↑

演 壇

- ※ 委員席は議席と同様とする。
- ※ 質疑は自席で行う。
- ※ 審査報告は、演壇で行う。

--

--